

東日本大震災を踏まえた避難対策

～市町津波災害対応マニュアル作成の手引きの改訂について～

住民等の生命および身体の安全等を守ることを最優先の目的とした「市町津波災害対応マニュアル」を作成するにあたっての方法を市町に示すため、平成 20 年 3 月に「市町津波災害対応マニュアル作成の手引き」を作成した。

この手引きは、国の各省庁からの報告書や先行して避難対策を検討していた阪神南地域及び旧南淡町の取り組みをもとに作成したものである。

この度の東日本大震災を踏まえ、改訂すべき点及び課題となっている点について、整理した。

【改訂すべき点】

○改訂すべき点 1 浸水対策エリアの拡大

<記載例>

I 【基本的事項】

5 津波浸水予測地域

	記載内容	備考
旧	安政南海地震を前提にした浸水対象エリア（太平洋側のみ）	
新	上記に加え、 既存の浸水想定エリア（日本海側を追記） 但馬地域：豊岡市、香美町、新温泉町	

○改訂すべき点 2 津波高さの発表方法

<記載例>

II 【津波情報伝達・収集】

2 伝達すべき内容

(1) 津波情報

	記載内容	備考
旧	「津波高さ」を発表	
新	「津波高さ」を発表。ただし、M8以上の地震では、予想される「津波高さ」を発表しない。	気象庁の検討委員会で検討中

○改訂すべき点 3 津波警報伝達システムの多様化

<記載例>

II 【津波情報伝達・収集】

2 伝達すべき内容

(4) 主な伝達手段

	記載内容	備考
旧	同報無線、広報車 等	
新	エリアメール（追記）	

○改訂すべき点4 津波避難対象地区の指定

<記載例>

Ⅲ【津波避難】

1 避難対象地区の指定

(1) 避難対象地区の指定方法

	記載内容	備考
旧	市町は、津波浸水予想地域を基本として、バッファゾーンを考慮し避難対象地区を指定。	
新	市町は、津波浸水予想地域を基本として、バッファゾーンを考慮し避難対象地区を指定。 ただし、東南海・南海地震防災対策推進事業計画で定められた地域にあっては、国の詳細想定が公表されるまでの間、既存の津波高さの2倍想定より標高が低い地域（別図範囲）を避難対象地区に含める。	

*バッファゾーン：浸水予測計算上は浸水しないが、予測の不確実性を考慮して浸水の恐れのある区域

○改訂すべき点5 率先避難者の指定

<記載例>

Ⅲ【津波避難】

4 避難方法

(3) 避難誘導員の指定

	記載内容	備考
旧	避難誘導員を指定	
新	避難誘導員を指定するとともに、率先避難者を指定	

*率先避難者：率先して逃げることによって、他の人の避難も促す者

【課題】

○課題1 津波避難ビルの指定の考え方

<論点>

- ・高層建物が数多くある都市部において、多くの人数が避難対象エリアに含まれてくることから、あらかじめ垂直避難を前提とした避難計画を考慮すべきか。

<現状の記載>

Ⅲ【津波避難】

5 避難場所の選定

(2) 津波避難ビルの指定の考え方

津波浸水エリア外まで避難できない場合は、鉄筋コンクリート造り3階部分以上に避難。

○課題2 災害時要援護者対応

<論点>

- ・災害時要援護者名簿の作成・共有が進まない現状における、避難対象エリアが拡大した際の避難支援者の指定をどのように進めるか。

<現状の記載>

Ⅲ【津波避難】

8 災害時要援護者対応

一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める。